

Q 前回、会社の優良部門のみを新会社に移し、不採算部門は特別清算ないし破産するという手法が話題にのぼりました。優良部門をスポンサーが買ってくれる場合は、企業価値相当額が旧会社に支払われるので、破産ないし特別清算を行っても、企業価値相当額の前資から債権の種類や額に応じて支払いを受けられるので、旧会社の債権者が不当に害されることはないのですか？

A そうですね。ただ、あくまでも企業価値が正當に評価されていることが前提です。1億円の企業価値がある企業を8,000万円ですべて売ったということになれば、旧会社の債権者は本来1億円の原資から自らの債権の種類や額に応じた分配を受けることができるのに、それが8,000万円になってしまうと分配が減り、利益が不当に害されることになるわけです。

Q では、スポンサーが付かない場合には、そのような手法は採れないのでしょうか。スポンサーが付かないと、旧会社には一銭もお金が入らないわけですから、債権者が不当に害されてしまいますか？

A 最近行われている手法として、スポンサーが付かない場合でも、新会社に移す会社財産に相当する負債を旧会社から新会社に承継させることによって、債権者を不当に害さ

コラム Q & A

会社 の 資金 繰 り が ②

ず、かつ、負債を身の丈にあった額にまで減らして、企業の存続を図る場合があります。すなわち、1億円の企業価値しかない会社なのに、3億円の負債があり、到底返済していけない。それを、1億円の会社財産とともに1億円分の負債だけ新会社に移すのです。1億円の財産をもらうけれども、同額の負債を承継するわけですから、旧会社が新会社のオーナーに支払うべき対価は理論上0でもよいわけです。そうであれば、スポンサーに多額の資金を注入してもらう必要はないのです。

3億円の負債を返済していくことは困難けれども、負債が1億円にまで減れば返済していくことができる、という場合には有効な方法でしょうね。

Q でも、3億円の負債のうち1億円分だけ承継させるとしても、どの負債を承継させてどの負債を承継させないか、判断が難しいですか？

A そうですね。今のところ私が聞く限りでは、抵当権等の担保付きの債権だけを承継させて、担保のない一般債権は承継させない方法、メインバンクの債権だけを承継させて、それ以外は承継させない方法、などが採られているようです。いずれにしても、債権者とよく話し合ったうえで進める必要があるでしょう。